

(二)ども家庭審議会		二 二ども家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
第七条		一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要な事項を調査審議すること。
二 前号に規定する重要な事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。		
三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて、次に掲げる重要な事項を調査審議すること。		
イ 子育て支援法の施行に関する重要な事項		2 二ども政策推進会議については、二ども基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
ロ 二ども、二どものある家庭及び妊産婦その他の母性の福祉の増進に関する重要な事項		
ハ 二ども及び妊産婦その他の母性の保健向上に関する重要な事項		
ニ 二どもの権利利益の擁護に関する重要な事項		
四 前号イに掲げる重要な事項に関し内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に、同号ロからニまでに掲げる重要な事項に関し内閣総理大臣又は長官に、それぞれ意見を述べること。		
五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。		
イ 児童福祉法		
ロ 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）		
ハ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）		
二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
ホ 子ども・子育て支援法		
ヘ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律		
二 二ども家庭審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。		
三 前二項に定めるもののほか、こども家庭審議会の組織及び委員その他の職員その他こども家庭審議会に關し必要な事項については、政令で定める。		
第二節 特別の機関		
第八条		(一)ども政策推進会議
別に法律の定めるところによりこども家庭府に置かれる特別の機関は、こども政策推進会議とする。		

(二)ども家庭審議会		二 二ども家庭審議会は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する府とする。
第九条		第一条 (施行期日)
第四章 雜則		二 二ども家庭府に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。
附 則		
(施行期日)		1 二この法律は、令和五年四月一日から施行する。
号抄 (検討)		2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(施行期日)		
○四号抄 (施行期日)		第一 条 (令和四年法律第七十五号)
附 則 (令和四年一二月一六日法律第一		二 二この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
(施行期日)		一 附則第十条の規定 二ども家庭府設置法 (令和四年法律第七十五号)
(施行期日)		二 二この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 二ども家庭審議会の組織及び委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。		一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）
三 前二項に定めるもののほか、こども家庭審議会の組織及び委員その他の職員その他こども家庭審議会に關し必要な事項については、政令で定める。		ハ 第七条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第十四条の規定
第二節 特別の機関		二及び三 略
第八条		四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十

条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第十五条中精神保健福祉法第二条の改正規定（第五条第十八条項）を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）

（政令への委任）

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。